

2014年12月22日

札幌刑務所
所長 渡辺 昭太郎 殿

札幌弁護士会

会長 田村智幸



札幌弁護士会人権擁護委員会

委員長 秀嶋ゆかり



勧告書

当会は、申立人A氏（以下「申立人」という。）からの人権救済申立について、人権擁護委員会（以下「当委員会」という。）の調査結果に基づき、下記のとおり勧告する。

勧告の趣旨

2013年4月11日から2014年7月14日まで、申立人を監視カメラが備え付けられている居室に収容したことは、同人のプライバシー権を違法に侵害する措置である。

被収容者を監視カメラが備え付けられている居室で終日動静監視下に置くことは、当該被収容者のプライバシー権を著しく侵害し、精神的不安や苦痛を与えるものであることから、同室への収容は、被収容者に逃亡、自殺・自傷のおそれやそれらに準ずる事由に該当する事実があり、事後的に回復することが困難で、かつ、重大な結果が予想される場合に限り実施されるべきであり、被収容者のプライバシー権に配慮し、慎重に収容及びその継続の要否を判断するよう勧告する。

勧告の理由

第1 申立の趣旨

申立人は、2013年4月11日以降、監視カメラが備え付けられている居室（以下「監視カメラ室」という。）に収容されている。

申立人は、2013年4月11日に、ポットを窓ガラスに投げつけて窓ガラスを割り、器物損壊を理由に監視カメラ室に収容された。調査を経て、同年5月9日から懲罰が執行され、30日間の閉居罰が同年6月7日に終了した。30日の懲罰期間中に、反則行為を行い、その反則行為についての調査及び懲罰を受けた（2度目の懲罰）。更に、2度目の懲罰期間中にも反則行為を行い、それに対する調査及び懲罰を受けている。

反則行為を理由として、監視カメラ室に収容するのは不当である。

第2 当委員会の調査の経過概要

2013年7月26日	本人からの書面による申立て
同年8月8日	札幌刑務所での聴取
2014年3月3日	札幌刑務所への照会
同年3月25日	札幌刑務所からの回答
同年7月23日	札幌刑務所への照会
同年8月20日	札幌刑務所からの回答
なお、上記は、本申立の趣旨に関する調査のみを記載した。	

第3 札幌刑務所による回答の要旨

1 監視カメラ室収容の期間、懲罰状況等について

2013年3月29日	一般居室	受罰姿勢違反
同年4月10日		受罰姿勢違反
同月11日	監視カメラ室（以降満期釈放までの約1年3か月間、同室への収容継続）	居室備付けのポットを窓ガラスに投げつけ、同窓ガラスを割る建造物等の損壊事犯。居室の扉を足蹴りし続ける静穏阻害事犯。同日監視カメラ室収容。
		上記4件の反則行為事犯の調査
同年5月9日～		30日間の閉居罰開始
同月15日、27日		受罰姿勢違反
同月29日		侮辱等事犯
同年6月7日		閉居罰終了
		上記3件の反則行為事犯の調査
同月18日～		30日間の閉居罰開始

同年7月3日、9日	受罰姿勢違反
同月17日	閉居罰終了
同月28日	静穏阻害事犯
	上記3件の反則行為事犯の調査
同年8月8日～	30日間の閉居罰
以降、心情不安定な動静が継続し、同種反則行為を繰り返す。	
2014年7月14日	満期釈放

2 監視カメラ室について

ア 監視カメラ室の設置及び収容の根拠規定

関係法令等、明確な根拠規定はない。逃走、自殺等の行為に及ぶおそれが認められ、動静を綿密に観察する必要性があると判断した者を監視カメラ室に収容し、同行為の未然防止及び同行為を察知した際、直ちに必要な措置を講じ、施設の規律及び秩序を適正に維持することを目的として監視カメラ室を設置している。

イ 監視カメラ室の数

保安警備上支障が生ずるおそれがあるため、回答不可。

ウ 監視の態様、観認範囲、録画・録音の有無、記録の保管期間

監視は職員が終日行っている。その他については、保安警備上支障が生ずるおそれがあるため、回答不可。

エ 監視カメラ室の構造及び設備、動作制限の有無

自殺防止の観点などから蛇口等の突起物が排除されているなど、一般居室と比べ多少の違いはあるが、著しく異なることはない。

居室の備品は、原則一般居室と同じである。

監視カメラ室に収容されていることをもって動作制限することはない。

オ 監視カメラ室の収容要件・収容期間の決定基準

自殺のおそれがある者など、動静を綿密に観察する必要性について個別具体的に検討し、その必要性があると認められる者。

収容の継続については、必要性を隨時検討するとともに、必要性がなくなったときは、直ちに監視カメラ室から一般居室へ転室し、監視カメラ室の使用を必要最小限にとどめている。

3 申立人を監視カメラ室に収容した理由

(1) 収容時について

申立人は、2012年9月15日及び2013年3月5日、一般居室である第27室において、同室の扉を叩きつけ、小机を足蹴りし、書籍やほうきを投げつけるといった粗暴な動静を示した経緯があるところ、2013年4月11日、同27室において、ポットを窓ガラスに投げつけ、同窓ガラスを破損させる行為に及んだため、今後においても、申立人が突然的に同種行為に及ぶ可能性が顕著であると判断し、同日、申立人に対し、居室備付けの備品の使用を制限する旨告知するとともに、ポットなどの居室備品の使用を制限した上で、申立人を18室(監視カメラ室)に収容し、綿密に動静観察を行うこととした。

なお、申立人は、ポットを窓ガラスに投げつけ、同窓ガラスを破損させる行為に及んだ理由につき、職員から毎日、受罰姿勢をとるようにななどの生活指導を受けていたことでイライラし、心情不安定となり、そのイライラを発散させるために同行為に及んだ旨述べた。

(2) 収容継続について

侮辱等事犯等の反則行為を頻繁に繰り返し、面接の際においても、監視カメラ室から転室すれば、反則行為をすることなく、きちんと生活するなどと一方的な主張を述べるなど、申立人の動静や心情が一向に改善しなかったため。

第4 当委員会の判断

1 監視カメラ室への収容について

監視カメラ室への収容については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律上、明文の規定は存在しないが、同法第73条第2項によれば、「前項の目的（注：刑事施設の規律及び秩序の適正維持）を達成するため執る措置は、被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない。」とされ、規律及び秩序の適正維持のため刑務所が執る措置は、必要な限度を超えてはならないことが明記されている。

この点、施設管理や秩序維持、被収容者の生命・身体の安全確保の観点から、被収容者は、一定程度のプライバシーの侵害を受けることが予定されているものの、監視カメラにより24時間居室内における被収容者の動静を監視することは、そのプライバシー権を著しく侵害し、同人に精神的不安や苦痛を与えることから、被収容者を監視カメラ室に収容するには、動静監視の必要性が高く、被収容者に対するプライバシー侵害の程度がより低い他の方法では、その目的を達することができない場合に限らなければならぬ。

具体的には、監視カメラ室への収容は、被収容者に逃亡、自殺・自傷のおそれやそれらに準ずる事由に該当する事実があり、事後的に回復することが困難で、かつ、重大な結果が予想される場合に限り認められると解すべきである。この点から、札幌刑務所からの回答にある同所の運用基準も、同様の趣旨で解すべきこととなる。

2 本件について

札幌刑務所は、申立人を監視カメラ室に収容した理由として、「申立人が突発的に同種行為（注：粗暴行為・器物損壊行為）に及ぶ可能性が顕著であ」ったこと、同室への収容を継続した理由として、「侮辱等事犯等の反則行為を頻繁に繰り返し、面接の際ににおいても、監視カメラ室から転室すれば、反則行為をすることなく、きちんと生活するなどと一方的な主張を述べるなど、申立人の動静や心情が一向に改善しなかった」ことを挙げる。

しかし、これらの事情はいずれも、「被収容者に逃亡、自殺・自傷のおそれやそれらに準ずる事由に該当する事実があり、事後的に回復することが困難で、かつ、重大な結果が予想される場合」とまでは解されず、監視カメラ室に収容せずとも、備品の使用制限（本件においてもポット等の居室備品の使用制限がなされ、器物損壊等の再発防止措置は執られていた。）、頻回な見回り等の必要な措置を講ずれば十分対処は可能であったと解されるから、本件において申立人を監視カメラ室に収容し、その状態を継続したことにつき合理的な理由は認められない。さらに、札幌刑務所が述べる上記理由は、同所の運用基準にさえも該当しない（監視カメラ室への収容に関する同所の運用基準によれば、その例示として「逃走、自殺等の行為に及ぶおそれ」とあるが、同所が申立人を監視カメラ室に収容し、かつ継続した理由の中に、申立人がこれらの例示ないしそれらに準ずる事由に該当した事実は見当たらない。）。

以上のとおり、本件において、札幌刑務所が、申立人につき「逃亡、自殺・自傷のおそれやそれらに準ずる事由に該当する事実があり、事後的に回復することが困難で、かつ、重大な結果が予想される場合」でないにもかかわらず、同人を監視カメラ室に収容し、かつ満期釈放までの約1年3か月もの長期にわたり、同室への収容を継続した事実が認められ、かかる同所の措置は、申立人の有するプライバシー権を違法に侵害するものである。

3 結論

よって、当会は、札幌刑務所に対し、勧告の趣旨のとおり勧告する。